

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第18次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
924	クリニックモールでの共同受付の解禁	医療法（昭和23年法律第205号）第10条、第12条、第15条、第20条	平成21年度中に結論	クリニックモールの共同受付の実施に当たっては、それぞれの診療所の管理責任の明確化の観点から、実施する際の具体的な条件について検討し、本年度内に結論を得る。	全国で実施	クリニックモールにおける共同受付の実施に係る具体的な条件について、平成22年8月に通知を发出したところである。	厚生労働省
926	職業能力開発大学校等を設置の際の大臣協議、同意の廃止	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第3項	平成22年度中に結論	職業能力開発大学校等を設置の際の大臣協議については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告も踏まえ、廃止する方向で検討を進める。	全国で実施	職業能力開発大学校等を設置の際の大臣協議については、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）において、廃止することとされたところである。同大綱においては、「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。」とされているところであり、平成23年通常国会に提出予定の地域主権推進一括法案（第2次）により職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）が改正される予定である。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
407	コミュニティFM放送局の放送区域の拡大	放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第1号（第1条の2関係）（注）14	平成22年中に結論	コミュニティ放送局の放送対象地域については、現行制度において地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域までを認めているところであるが、今後、地域的一体性の捉え方と放送を行うとする区域の考え方（隣接する市町村の一部の区域までに限定することの適否等）について検討を行い、平成22年中に結論を得る。	検討中	地域的一体性の捉え方と放送を行うとする区域の考え方（隣接する市町村の一部の区域までに限定することの適否等）について引き続き情報収集、調査、検討を行っており、平成22年中に結論を得る。	総務省
408	23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第58条の2の11	平成23年度中に結論	23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に関する要件については、周波数を有効的に利用しつつ、効率的に伝送するための方式について平成23年度までに技術的な検討を行い、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くした上で、必要な制度整備を行う。	検討中	周波数を有効利用しつつ、効率的に伝送するための方式について、平成21年度から平成22年度の2か年計画で技術的検討を実施中。その後、当該検討の結果を踏まえ、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くした上で、必要な制度整備を平成23年度中に行う。	総務省
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み（大学設置基準第29条等）の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	検討中	現在、職業能力開発短期大学校の法的位置付けや、大学における学修と同等以上の教育課程を有しているかどうかについて、関係省庁と連携しつつ検討を行っている。大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組みの充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、今後、関係法令等を見直すとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	文部科学省
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成21年度中に結論	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	検討中	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 ※「第18次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成21年度中に結論	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	検討中	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 ※「第18次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成21年度中に結論	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。	検討中	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 ※「第18次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省
925	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条及び第8条	平成22年度中に結論	民生委員の推薦手続き等について、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、 ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする ・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする 方向で、地域主権戦略の取り組みを踏まえつつ検討を進め、さらに、運用面における推薦手続き等に関する通知の見直しなども含め、結論を得て、民生委員法等の所要の改正を行い、簡略化を図る。	検討中	委嘱手続きの簡略化に関する民生委員法の改正については、地域主権改革の流れと一体的に進める。 なお、運用面で簡略化が可能な手続きについては、通知を見直し、平成22年2月23日付けで発出したところ。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1116 1214 1304	新エネルギーの利 活用の促進（バイ オエタノール）	大気汚染防止法（昭和43 年法律第97号）第19条第 1項、第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の 2第1項の規定に基づ く、自動車の燃料の性状 に関する許容限度及び自 動車の燃料に含まれる物 質の量の許容限度告示 （平成7年環境庁告示第64 号） 揮発油等の品質の確保等 に関する法律（昭和51年 法律第88号）第13条 揮発油等の品質の確保等 に関する法律施行規則 （昭和52年通商産業省令 第24号）第10条 道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第40条、 第41条 道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67 号）第1条の2 道路運送車両の保安基準 の細目を定める告示（平 成14年国土交通省告示第 619号）第3条	平成22年度中 に結論	バイオエタノールを10%混合したガソリン（E10）の、現行の試験研究用自動 車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の 規格内容について、平成22年度中に結論を得るべく検討を行う。	検討中	関係省庁と連携して、E10対応車両の排ガス基準及びE10燃料 の品質規格内容等について検討を進めているところであり、平成2 2年度中に結論を得ることとしている。	経済産業省 国土交通省 環境省
1117	特許の出願手続き の簡素化	特許法（昭和34年法律第 121号）第36条	平成23年度中 に結論	平成21年1月26日、特許庁長官の私的研究会として「特許制度研究会」を設 置し、特許出願時の要件緩和についても論点整理を行ったところ。 特許出願は年間約40万件あり、効率的な業務態勢を実現するためには、出願 要件の緩和にあっても、システム対応が不可欠である。システム対応につ いては、最速でも平成26年1月の実施となるが、システム対応を行わずに対応 できる項目があれば、それ以前の実施について検討を行う。	検討中	システム対応を行わずに対応できる項目については、平成23年度 までに結論を得るべく、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度 小委員会において検討を開始した。	経済産業省
1215	除雪作業車両への 臨時運行許可	道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第34条、 第35条、第36条	平成22年度中 に結論	除雪作業を行う車両について、交通安全確保に留意しつつも、緊急対応や期間 限定である場合には、保安基準の適合性確認のための検査・登録を免除して臨 時運行を認めることが可能となるよう検討を行う。	検討中	緊急対応や期間限定である場合に除雪車の臨時運行を認める取扱い 通達案を作成し、地方運輸局等を通じて現場の意見を聞くとも に、関係省庁とも調整の上、今冬から対応できるよう準備中。	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 【過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）】	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1216	水島航路における巨大船通過時の待機船の長さの緩和	海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第18条 海上交通安全法施行規則（昭和48年運輸省令第9号）第9条第1項	平成23年度中に結論	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年7月公布）により各港の実情に応じて港内での柔軟な行き会いが可能となることを踏まえ、水島港の港内航路における管制基準及びこれに接続する水島航路における行き会い基準の緩和の可否について、安全性の検証も含め地元関係者等で検討を行う。	検討中	水島港の港内航路及びこれに接続する水島航路における通航船舶等の船舶交通の実態に係る資料の収集及び分析を行い、水島航路における行き会い基準の緩和の可否の検討に向けた論点整理を行っている。 今後は、平成23年度中に結論を得るべく、安全性の検証も含め、学識経験者、海事関係者及び地元関係者からの意見を踏まえて検討を進めていく予定である。	国土交通省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1305	都道府県立自然公園の特別地域等の指定等に係る国の関係地方行政機関の長への協議の廃止	自然公園法（昭和32年法律第161号）第79条第1項	平成22年度中に結論	都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告も踏まえ、廃止を含めた方向で検討を進め、当該勧告への対応とあわせて結論を得る。	対応困難	地域主権戦略大綱策定の議論の中で検討を行い、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又は拡張は、都市計画、道路整備、農林水産業、鉱業等、他の公益や産業に及ぼす影響が大き、国の関係地方行政機関との協議を行い、諸行政及び諸産業との調整を図ることが必要であることから、現行規定どおり措置すると結論を得たところ。	環境省

提案時点の制度が変更になった結果、対応不要となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1005	酒造メーカーと地域が一体となって酒造好適米生産を行う場合の生産調整の特例の適用	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第2条第2項 米政策改革大綱第3の2 米政策改革基本要綱第II部の第1の2 米の数量調整実施要綱第5、第6	平成22年度中に結論	米については、生産数量目標に即して主食用米の生産を行う農業者を対象に戸別所得補償モデル事業を平成22年度から措置することとしており、これを踏まえて、提案された地域等がどのような要望を持つのか把握することが必要。このため、提案された地域等の意見を聞いた上で、対応方法について平成21年度中に検討を開始する。	対応不要	<ul style="list-style-type: none"> ・酒造好適米の需給調整上の取扱いについては、従来から主食用として整理しており、仮に提案された地域において当該米穀を生産数量目標の外数扱いにするのであれば、酒造好適米の生産農家に配分された生産数量目標から酒造好適米の生産分を控除する必要がある。 ・4月より戸別所得補償モデル事業が実施されることから、2月以降、特区提案地域に、モデル事業の説明と併せて、酒造好適米の需給調整上の取扱いについての意見を聴取した。 ・その結果、生産数量目標の外数とした場合、酒造好適米分が生産数量目標から控除される。そうするとモデル事業の対象から外されるため、特区提案地域からはこれまでどおり生産数量目標の内数扱いのままでもいいとの回答であった。 ・したがって、戸別所得補償制度下においては、当該特区提案地域における規制改革事項についての要望はなされないものと認識。 	農林水産省

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において措置された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
406	災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信	電波法（昭和25年法律第131号）第4条、第6条第2項	平成22年夏頃を目標にとりまとめ	現在、ホワイトスペース（放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと）の活用など新たな電波の有効利用の可能性について検討するために「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」を開催しており、平成22年夏頃を目標にとりまとめを行う予定。	全国で実施 （※右欄参照）	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）における「日本を元気にする規制改革100」で、次のとおり、規制・制度改革を推進するとされた。 いわゆるホワイトスペース（放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと）活用の実現に向けて、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、平成23年度に環境整備を行う。	総務省